二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県伊東市・熱海市・伊豆市（以上三市について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

伊東市・熱海市・伊豆市（以上三市について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆市・伊東市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆の国市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆の国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県熱海市・伊豆市・駿東郡小山町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

伊豆市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十二号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十二条第一項の規定に基づき、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百九号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第三条第三号の農林水産大臣が定める事項等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

附則に次の一項を加える。

平成二十八年熊本地震による災害が発生した時において、当該災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内に住所を有していた者が行う規則第十二条第一項の規定による平成二十八年度における申請についての本則第五号の規定の適用については、同号ハ中「四月三十日」とあるのは「六月三十日」とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

第一項の表吉備ＶＯＲの項中「昭和63年３月11日」の次に「（平成28年６月23日から平成28年11月９日まで使用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

鳥城ＶＯＲ	上灘にＮ34° 45′ Ｅ133° 50′	117.35	100	な	ＵＪＥ	24時間	平成28年６月23日	鳥城ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
同Ｃ	岡山県岡山市			し				